

改正による実務への影響確認

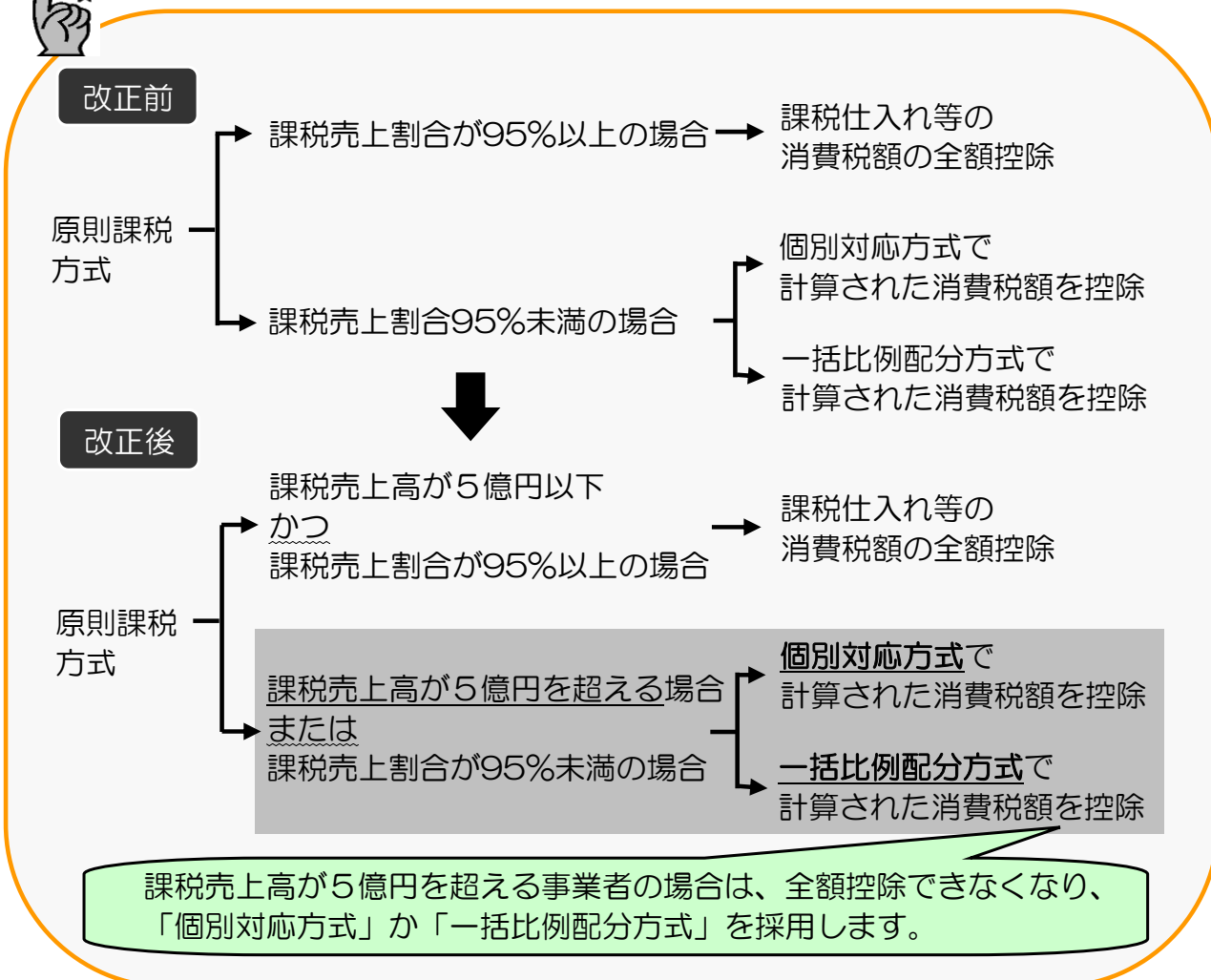
この資料は、当会計期間（課税期間）の課税売上高が5億円を超える場合だけ、ご確認ください。

1. 仕入税額控除制度における「95%ルール」の適用要件の見直しについて確認しましょう

平成23年度消費税法改正において、『仕入税額控除制度における「95%ルール」適用要件の見直し』だけが、実務に影響があります。

今まで、課税売上割合が95%以上の事業者は、課税仕入れ等に係る消費税額を全額控除することができましたが、いわゆる「95%ルール」の改正で、その課税期間の課税売上高が5億円以下の事業者だけが、全額控除できることになりました。

課税売上高が5億円を超える事業者は、「全額控除」ではなく、「個別対応方式」か「一括比例配分方式」のどちらかの計算方法を採用することになりました。



2. 「個別対応方式」「一括比例配分方式」のどちらを採用するか検討する際のポイントを押さえましょう

課税売上高が5億円を超える事業者は、

- ① 納税額
 - ② 実務への影響度合（作業負担）
- を考慮して、どちらを採用するか検討します。

個別対応方式

- ① 納税額 : 「一括比例配分方式」より納税額を少なくおさえられるケースが多い。
- ② 実務への影響度合 : 今までに比べて、仕訳伝票入力時に、税区分の切り替えが必要になる。

一括比例配分方式

- ① 納税額 : 「個別対応方式」より納税額を多く納めることになるケースが多い。
- ② 実務への影響度合 : 今までと変更なく同様に、仕訳伝票を入力できる。

以降で、「① 納税額」について、どちらの計算方法が納税額を少なくおさえられるか確認する具体的な手順を説明します。

※P.3「2-1.納税額を計算して、どちらの課税制度を採用するか検討しましょう」参照

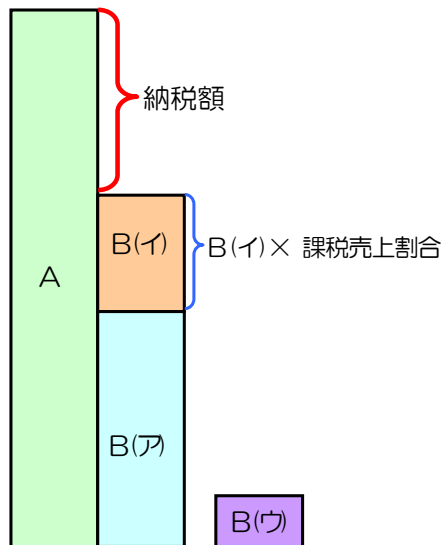
また、「② 実務への影響度合（作業負担）」について、仕訳伝票入力時に、どのように税区分を切り替えるかを説明します。

※P.8「2-2.実務への影響度合（作業負担）を確認しましょう」参照

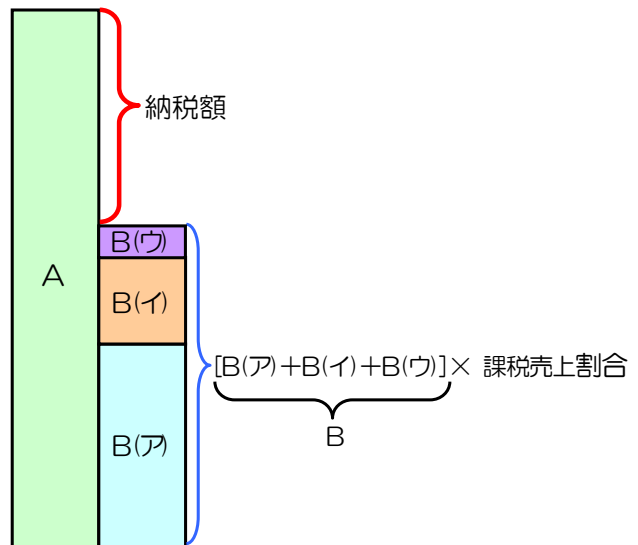
2-1. 納税額を計算して、どちらの課税制度を採用するか検討しましょう。

「個別対応方式」「一括比例配分方式」のどちらを採用するかで、納税額が異なります。具体的な計算方法は、以下になります。

個別対応方式



一括比例配分方式



A	課税売上の消費税
B (内訳)	課税仕入の消費税
B(ア)	「課税売上に関わる」仕入の消費税
B(イ)	「共通売上に関わる」仕入の消費税
B(ウ)	「非課税売上に関わる」仕入の消費税



○ 個別対応方式 のポイント

課税売上の消費税[※A]から、以下の課税仕入に関わる消費税を控除できます。

- ・ 課税売上に関わる仕入の消費税[※B(ア)]
- ・ 共通売上に関わる仕入の消費税[※B(イ)]に「課税売上割合」を乗じた金額
(※非課税売上に関わる仕入の消費税 [※B(ウ)]は、控除できません。)

○ 一括比例配分方式 のポイント

課税売上の消費税[※A]から、以下の課税仕入に関わる全ての消費税の合計額に「課税売上割合」を乗じた金額を控除できます。

- ・ 課税売上に関わる仕入の消費税 [※B(ア)]
- ・ 共通売上に関わる仕入の消費税 [※B(イ)]
- ・ 非課税売上に関わる仕入の消費税[※B(ウ)]

※具体例を確認する場合は、P.10の「補足」をご参照ください。

「個別対応方式」「一括比例配分方式」のどちらを採用すると、納税額を少なくおさえられるか計算するために、[消費税計算書]メニューと[課税売上割合計算書]メニューで、以下の内容を確認します。

- 課税売上の消費税（４％分） [※A]
- 課税仕入の消費税（４％分） [※B]
- （内訳）
 - ・ 課税売上に関わる仕入の消費税 [※B(ア)]
 - ・ 共通売上に関わる仕入の消費税 [※B(イ)]
 - ・ 非課税売上に関わる仕入の消費税 [※B(ウ)]
- 課税売上割合

課税売上の消費税（４％分）[※A]を確認する

ここでは、「課税売上の消費税（４％分）[※A]」を確認する手順について説明します。

- １．[消費税管理資料]-[消費税計算書]メニューを選択します。
- ２．課税標準額 - 一般課税分（５.０％） - ７．売上（一般）の「消費税額（４.０％）」をメモします。

項目	金額
課税標準額	
一般課税分 (5.0 %)	
7. 売 上 (一般)	10,000,000,000
仮受消費税 (一般)	500,000,000
合 計	10,500,000,000
対価の額 (100/105.0)	10,000,000,000
課税標準額	10,000,000,000
消費税額 (4.0 %)	400,000,000
一般課税分 (3.0 %)	
7. 売 上 (一般)	0
仮受消費税 (一般)	0

課税仕入に関わる消費税（4%分）[※B]を確認する

ここでは、以下の「課税仕入の消費税とその内訳の金額」

課税仕入の消費税（4%分） [※B]

（内訳）

- ・ 課税売上に関わる仕入の消費税 [※B(ア)]
- ・ 共通売上に関わる仕入の消費税 [※B(イ)]
- ・ 非課税売上に関わる仕入の消費税 [※B(ウ)]

を確認する手順について説明します。

1. ひきつづき、同じ[消費税計算書]メニューで確認します。

2. 控除税額 - 一般課税分（5.0%） - 「課税売上対応分仕入[※B(ア)]」、「共通売上対応分仕入[※B(イ)]」、「非課税売上対応分仕入[※B(ウ)]」の仮払消費税に、4.0/5.0を乗じた金額と合計の「消費税額（4.0/105.0）[※B]」をメモします。

消費税計算書	
課税期間 自 期首整理月 1日 至 決算整理月 31日	
採用した課税制度：原則課税 控除税額の計算方法：全額控除	
項 目	金 額
消費税額合計	400,000,000 [2]
控除税額	
一般課税分（5.0%）	
課税売上対応分仕入	
1. 仕 入（一般）	
仮払消費税（一般）	※B(ア) 25,000,000
共通売上対応分仕入	
3. 仕 入（一般）	
仮払消費税（一般）	※B(イ) 12,500,000
非課税売上対応分仕入	
2. 仕 入（一般）	
仮払消費税（一般）	※B(ウ) 125,000
合 計	790,125,000
消費税額（4.0/105.0）	※B 30,100,000
一般課税分（3.0%）	

「仮払消費税（5.0%）」のうち、4.0%分の消費税額で納税額を計算するため、それぞれの仮払消費税に、4.0/5.0を乗じた金額をメモします。

「課税仕入の消費税（4%分）[※B]」として、「消費税額（4.0/105.0）」の金額をそのままメモします。

課税仕入に関わる消費税を「課税売上対応分仕入」「共通売上対応分仕入」「非課税売上対応分仕入」に分類していない場合は、P.8「2-2.実務への影響度合（作業負担）を確認しましょう」を参考にして、「課税売上対応分仕入」「共通売上対応分仕入」「非課税売上対応分仕入」の3種類に分類して、それぞれの消費税額を確認します。

項 目	金 額
消費税額合計	400,000,000 [2]
控除税額	
一般課税分（5.0%）	
課税売上対応分仕入	
1. 仕 入（一般）	752,500,000
仮払消費税（一般）	37,625,000
共通売上対応分仕入	
3. 仕 入（一般）	0
仮払消費税（一般）	0
非課税売上対応分仕入	
2. 仕 入（一般）	0
仮払消費税（一般）	0
合 計	790,125,000
消費税額（4.0/105.0）	30,100,000
一般課税分（3.0%）	

「課税売上対応分仕入」だけ集計される場合は、「課税売上対応分仕入」に「共通売上対応分仕入」「非課税売上対応分仕入」の消費税がいくら含まれるか計算して、おおよその内訳金額を確認します。

課税売上割合を確認する

ここでは、「課税売上割合」を確認する手順について説明します。

1. [消費税管理資料]-[課税売上割合計算書]メニューを選択します。
2. 一番下の「課税売上割合」をメモします。

項目	金額
非課税売上	
一般	
16. 非課税売上	204,000,000
有価証券	
17. 有価証券の譲渡	0
非課税売上換算額 (5/100)	0
非課税売上合計	204,000,000
課税資産の譲渡等の対価の額	
課税売上+免税売上	10,000,000,000
資産の譲渡等の対価の額	
課税売上+免税売上+非課税売上	10,204,000,000
課税売上割合	98.00%

[F1] [F2] [F3] [F4] [F5] [F6] [F7] [F8] [F9] [F10] [F11] [F12]
ヘルプ 印刷 転送 編集 中止 閉じる

「個別対応方式」と「一括比例配分方式」それぞれの納税額を計算する

ここでは、確認した内容をもとに、それぞれの課税制度で消費税の納税額を計算して、「個別対応方式」「一括比例配分方式」のどちらの課税制度がより納税額を少なくおさえられるか確認します。

はじめに、これまでに確認した内容を記入します。

課税売上の消費税（4%分）	（※A	）円
課税仕入の消費税（4%分）	（※B	）円
（内訳）		
課税売上に関わる仕入	（※B(ア)	）円
共通売上に関わる仕入	（※B(イ)	）円
非課税売上に関わる仕入	（※B(ウ)	）円
課税売上割合	（	）%

次に、以下の計算式にあてはめて、納税額を計算します。

※P.10の「補足」で具体例を説明しています。計算方法を確認する場合は、ご参照ください。

※最終的な納税額については、顧問会計士・顧問税理士にご相談ください。

個別対応方式

【控除対象仕入税額】

$$\begin{array}{c} \text{※B(ア)} \\ \text{(} \end{array}) + \{ \begin{array}{c} \text{※B(イ)} \\ \text{(} \end{array}) \times \begin{array}{c} \text{※課税売上割合} \\ \text{(} \end{array}) \% \} = \boxed{}$$

【納税額】

$$\begin{array}{c} \text{※A} \\ \text{(} \end{array}) - \begin{array}{c} \text{※控除対象仕入税額} \\ \text{(} \end{array}) = \boxed{}$$

一括比例配分方式

【控除対象仕入税額】

$$\begin{array}{c} \text{※B} \\ \text{(} \end{array}) \times \begin{array}{c} \text{※課税売上割合} \\ \text{(} \end{array}) \% = \boxed{}$$

【納税額】

$$\begin{array}{c} \text{※A} \\ \text{(} \end{array}) - \begin{array}{c} \text{※控除対象仕入税額} \\ \text{(} \end{array}) = \boxed{}$$

どちらの方式が、納税額を少なくおさえられるか比較します。

2-2. 実務への影響度合（作業負担）を確認しましょう

「個別対応方式」を採用する場合だけ、ご確認ください。

「個別対応方式」を採用する場合は、『勘定奉行』において、仕訳伝票ごとの「税区分の設定」が適切に設定されているかがポイントになります。

課税の商品を販売している事業者と、課税と非課税の商品を両方販売している事業者を例に、それぞれ説明します。あてはまる方だけご確認ください。

課税の商品だけを販売する事業者

課税で販売する商品のための費用計上仕訳は、「課税売上分」（税区分「課税売上」に関わる仕入・費用）、それ以外の費用計上仕訳は「課税売上・非課税売上共通（以下、共通売上）分」（税区分「共通売上に関わる仕入・費用」）として、仕訳伝票を登録します。

※課税の商品だけを販売しているため、仕入伝票の税区分は「課税売上に関わる仕入」だけのため、切り替えは必要ありません。

費用計上仕訳

（税区分）

課税売上に
関わる仕入・費用

（税区分）

共通売上に
関わる仕入・費用



【費用計上仕訳の仕訳例】

- | | （税区分） |
|----------------------|-------------------|
| ・ 課税商品を製造する工場の水道光熱費 | → 「課税売上に関わる仕入・費用」 |
| ・ 管理部門の存在する事業所の水道光熱費 | → 「共通売上に関わる仕入・費用」 |

仕入伝票

（税区分）

課税売上に
関わる仕入

※仕入伝票は今までどおり、
税区分の切り替えは必要ありません。



【仕入伝票の仕訳例】

- | | （税区分） |
|---------------|----------------|
| 課税商品製造用の部品の仕入 | → 「課税売上に関わる仕入」 |

課税と非課税の商品の両方を販売する事業者

課税で販売する商品のための費用計上仕訳は、「課税売上分」（税区分「課税売上に関わる仕入・費用」）、非課税で販売する商品のための費用計上仕訳は「非課税売上分」（税区分「非課税売上に関わる仕入・費用」）、それ以外の費用計上仕訳は「共通売上分」（税区分「共通売上に関わる仕入・費用」）として、仕訳伝票を登録します。

また、課税で販売する商品のための仕入伝票は「課税売上分」、非課税で販売する商品のための仕入伝票は「非課税売上分」として登録します。

費用計上仕訳

（税区分）

課税売上に関わる仕入・費用

（税区分）

非課税売上に関わる仕入・費用

（税区分）

共通売上に関わる仕入・費用



【費用計上仕訳の仕訳例】

- | | （税区分） |
|----------------------------|--------------------|
| ・ 課税商品を製造する工場の水道光熱費 | → 「課税売上に関わる仕入・費用」 |
| ・ 車椅子などの非課税商品を製造する工場の水道光熱費 | → 「非課税売上に関わる仕入・費用」 |
| ・ 管理部門の存在する事業所の水道光熱費 | → 「共通売上に関わる仕入・費用」 |

仕入伝票

（税区分）

課税売上に関わる仕入

（税区分）

非課税売上に関わる仕入



【仕入伝票の仕訳例】

- | | （税区分） |
|---------------------|-----------------|
| ・ 課税商品製造用の部品の仕入 | → 「課税売上に関わる仕入」 |
| ・ 車椅子などの非課税商品の部品の仕入 | → 「非課税売上に関わる仕入」 |

補足

「個別対応方式」「一括比例配分方式」のどちらを採用するかで、納税額が異なります。

課税売上高 10億円
 課税売上の消費税（4%分）4,000万円
 課税仕入の消費税（4%分）3,010万円
 （内訳）
 課税売上に関わる仕入 2,000万円
 共通売上に関わる仕入 1,000万円
 非課税売上に関わる仕入 10万円
 課税売上割合 98.00%

個別対応方式

控除対象仕入税額 $2,000万 + (1,000万 \times 0.98) = 2,980万円$

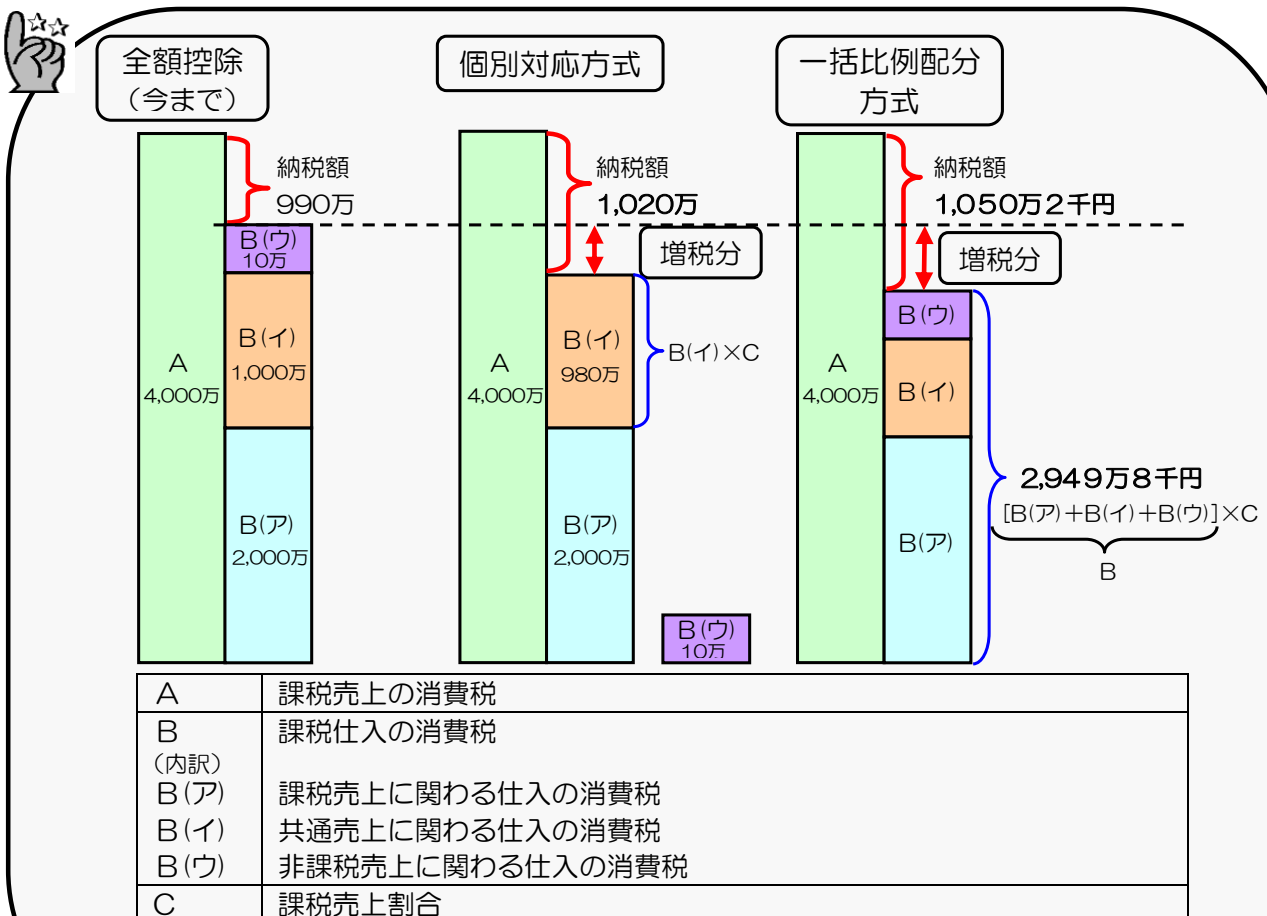
納税額 $4,000万 - 2,980万円 = \underline{1,020万円}$

一括比例配分方式

控除対象仕入税額 $3,010万 \times 0.98 = 2,949万8千円$

納税額 $4,000万 - 2,949万8千円 = \underline{1,050万2千円}$

上記の結果、「個別対応方式」を採用すると、30万2千円の節税になります。



※上記例は一例です。一般的には、「個別対応方式」を採用することで納税額がおさえられますが、「個別対応方式」よりも「一括比例配分方式」の方が納税額を少なくおさえられる場合もあります。